（社会保険労務士法の一部改正）

第十八条　社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第十八条第一項」の下に「、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の七第一項」を加え、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改める。

別表第一第十八号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同表第二十号の十一中「（昭和六十年法律第八十八号）」を削り、同表第二十号の十六を次のように改める。

二十の十六　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第十九条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第三十八条第三項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「第二章」を「第三章」に改め、同条第六項中「第三十七条第一項第八号」を「第三十七条第一項第九号」に改め、同項の表第三十条の四の項中「第二十条の二から前条まで」を「第三十条の七」に、「前三条」を「第三十条から前条まで」に、「前二条」を「第三十条の二から前条まで」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二十条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「第二章」を「第三章」に改める。

第四十四条中「第四十七条の四」を「第四十七条の十」に改め、同条の表第二十六条第三項から第六項まで、第二十七条から第二十九条の二まで、第三十九条、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第六項まで」を「第七項まで」及び第九項」に改め、「第二十九条の二まで」の下に「、第三十条の三第二項」を加え、同表第二十六条第四項の項の次に次のように加える。

第二十六条第七項	第一項	建設労働法第四十三条

第四十四条の表第三十条第一項第四号の項の次に次のように加える。

第三十条の五、第三十五条第一項第二号、第三十七条第一項第一号及び第四十二条第一項第一号	協定対象派遣労働者	協定対象送出労働者

第四十四条の表第三十条の四の項中「第三十条の四」を「第三十条の七」に、「前三条」を「第三十条から前条まで」に、「前二条」を「第三十条の二から前条まで」に改め、同表第三十七条第一項第四号の項中「第三十七条第一項第四号」を「第三十七条第一項第五号」に改め、同表第三十七条第一項第八号の項中「第三十七条第一項第八号」を「第三十七条第一項第九号」に改め、同表第四十条から前条まで」に、「前二条」を「第三十条の二から前条まで」に改め、同表第三十七条第一項第四号の項中「第三十七条第一項第四号」を「第三十七条第一項第五号」に改め、同表第三十七条第一項第八号の項中「第三十七条第一項第八号」を「第三十七条第一項第九号」に改め、同表第四十九条の三第一項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「前章第四節」を「第三章第四節」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第二十一条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表第三十条の四の項中「第三十条の四」を「第三十条の七」に、「前三条」を「第三十条から前条まで」に、「前二条」を「第三十条の二から前条まで」に改め、同表第三十七条第一項第四号の項中「第三十七条第一項第四号」を「第三十七条第一項第五号」に改め、同表第三十七条第一項第八号の項中「第三十七条第一項第八号」を「第三十七条第一項第九号」に改め、同表第四十九条の三第一項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「前章第四節」を「第三章第四節」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第二十二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第三十六条第一項本文」を「第三十六条第一項」に改める。

第二十三条第二項及び第六十条第二項中「第三十二条の三」を「第三十二条の三第一項」に改める。

第六十一条第二十一項及び第二十三項中「第三十六条第一項本文」を「第三十六条第一項」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第二十三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十九号中「第五章」を「第六章」に改める。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二十四条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「及び第三十九条第八項」を「及び第三十九条第十項」に、「第二条第一項」と、同法第三十九条第八項」を「平成三年法律第百十号）第二条第一項」と、「第二条第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第十項」に、「とする」を「と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする」に改める。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第二十五条　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第五項中「第三十九条第八項」を「第三十九条第十項」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「第三条の規定による改正後の」を削る。

附則第十七条第一項中「第三条の規定による改正後の」を削り、同項第一号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条」を「厚生年金保険法第十二条第五号」に改め、「及び附則第四十六条第一項」を削り、「同法第二条」を「同条第五号」に、「同号及び同項」を「次号」に改め、同条第十二項中「第三条の規定による改正後の」を削る。

附則第十七条の二中「同法第三条の規定による改正後の」を削る。

附則第四十五条中「第二十五条の規定による改正後の」を削る。

附則第四十六条第一項中「第二十五条の規定による改正後の」を削り、「同法第三条第一項（一」を「同項（一」に改め、同項第一号中「通常の労働者」の下に「（健康保険法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）」を、「短時間労働者」の下に「（同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）」を加える。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第二十七条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「第二章」を「第三章」に改める。